

相愛大学学章、シンボルマーク・ロゴ取り扱い要綱

1. 趣旨

この取り扱い要綱は、相愛大学（以下「本学」という。）の学章、シンボルマーク及びロゴの使用承認の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

2. 使用基準

本学学章、シンボルマークは以下の目的で使用するものとする。

- (1) 相愛大学の行事、広報に関すること
- (2) 相愛大学の教育、研究に関すること
- (3) 相愛大学の地域貢献に関すること
- (4) 相愛大学の業務に関すること
- (5) その他、学長が必要と判断した事項

3. 使用者の制限

本学、専任教職員が使用する場合は前項2「使用基準」に関する事項に限り、特別な申請は必要としない。また、専任教職員以外の教職員及び学生、学外関係者が、使用を希望する場合は、所定の申請用紙にて事前に申請を行い、使用承認を受けるものとする。

4. 使用承認の手続

(1) 申請

使用承認を受けようとする者は、所定の申請用紙を事務取扱窓口(学長室)あてに提出しなければならない。

(2) 審査基準

学長は、下記を基準に申請内容について審査し、使用承認の可否を決定する。

- (ア) 本学の事業に関する施策の普及若しくは広報、又は教育、研究若しくは地域貢献の推進に寄与すること
- (イ) 申請者の単なる個人的利益のための使用でないこと
- (ウ) 本学の品位やイメージを傷つけるような使用でないこと
- (エ) 使用にあたっては、「2項 使用基準」を遵守していること

(3) 承認

学長は使用を承認することに決したときは、申請者に対しその旨を文書で通知する。

(4) 使用承認の条件

使用にあたっては、次に掲げる条件を付すものとする。

- (ア) 使用開始は使用を承認した日以後とし、使用は承認を得た範囲に限るものとする。
- (イ) 使用にあたって、本学は一切の経費を負担しないものとする。
- (ウ) 当初の申請内容に変更が生じた場合は、直ちに文書により届け出ること。
- (エ) 当該事業終了後、速やかに実施報告書（本学学章等を使用した印刷物、物品等（写真等でも可）を添付）を提出すること。

(5) 使用承認の取消し

学長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、当該使用承認を取り消すことができる。

- (ア) 当該使用承認申請書等の内容に虚偽があったとき
- (イ) 実施内容が申請内容と著しく異なるとき
- (ウ) 本学が付す当該使用承認の許可条件に違反したとき
- (エ) その他使用させることが不適當と認めるとき

5. 使用承認にあたっての特記事項

申請者が、学章等を使用した物品等を販売することによって、相当額の収入を得る可能性がある場合は、使用料等について別途協議を行うものとする。

附 則 この取り扱い要綱は、平成23年2月17日から実施する。